

開議の宣告

田中敏雄 議長 おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

同意第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第1、同意第15号監査委員の選任についてを議題といたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第15号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第15号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました同意第15号監査委員の選任についてご説明を申し上げます。

横手市の識見監査委員、常勤監査委員のことですが、横手市の識見監査委員に谷口勇氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意を得ようとするものであります。

谷口氏は、横手市猪岡在住の67歳、昭和37年に旧横手市職員に採用され、議会事務局長、建設部長などを歴任、平成12年9月から17年9月まで、旧横手市代表監査委員を務めておられます。どうぞよろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ただいまから同意第15号を起立により採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、同意第15号は、これに同意することに決定いたしました。

同意第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第2、同意第16号監査委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第16号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第16号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 同意第16号でございますが、監査委員の選任についてご説明申し上げます。

横手市の議員のうちから選任する監査委員に高橋謙氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。よろしくお願ひいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから同意第16号を起立により採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、同意第16号はこれに同意することに決定いたしました。

同意第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第3、同意第17号固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第17号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第17号は、委員会の付託を省略することに

決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました同意第17号固定資産評価員の選任について、ご説明を申し上げます。

横手市の固定資産評価員に、石川耿一氏を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めようとするものでございます。

石川氏は、現在横手市助役を務めておられます。よろしくをお願いします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから同意第17号を起立により採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、同意第17号はこれに同意することに決定いたしました。

同意第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第4、同意第18号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第18号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第18号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました同意第18号公平委員会委員の選任について、ご説明を申し上げます。

横手市公平委員会委員に、近江直人氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定によ

りまして、議会の同意を求めようとするものであります。

近江氏は、横手市在住の39歳、中央大学法学部を卒業後、平成4年に司法試験に合格され、市内大屋新町に近江直人法律事務所を開設して、弁護士活動を行っておられます。秋田弁護士会副会長、秋田県男女共同参画苦情調整員などを歴任しておられます。よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番佐藤功議員。

3番（佐藤功議員） 近江氏は、かつて横手市と広域市町村圏組合を訴えた会社がありましたけれども、その弁護をされた弁護士だというふうに思いますが、それをあえて選出した理由について、いま一度お聞かせください。

五十嵐忠悦 市長 私ども、公平委員の委員の1人には、法律に大変たけた方、できれば弁護士がよろしいのではないかという判断を持ったところございまして、秋田弁護士会の組織の方に要請をいたしまして、適任な方をご推薦いただきたいというふうをお願いした経緯がございます。その結果、近江先生がよかろうということで推薦をいただきまして、今回提案させていただいたところでございます。ご質問の件とのかかわりは特にないものというふうに思っております。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから同意第18号を起立により採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、同意第18号はこれに同意することに決定いたしました。

同意第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第5、同意第19号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第19号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第19号は、委員会の付託を省略することに

決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました同意第19号公平委員会委員の選任についてご説明を申し上げます。

横手市公平委員会委員に大友厚氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、議会の同意を求めようとするものでございます。

大友氏は、横手市大森町在住の64歳、秋田大学教育学部を卒業後、大森小学校教頭などを歴任され、平成7年10月から平成17年9月まで、旧大森町教育長を務めておられます。よろしくお願いいいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから同意第19号を起立により採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、同意第19号はこれに同意することに決定いたしました。

同意第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第6、同意第20号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第20号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第20号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました同意第20号公平委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

横手市公平委員会委員に大木紀子氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

大木氏は、横手市十文字町在住の44歳、現在、株式会社十文字光学取締役社長を務める傍ら、十文字町工業団体連絡協議会副会長に就任しておられます。また、平成16年5月から、横手平鹿8市町村合併協議会委員としてご尽力なされた方でもあります。よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから同意第20号を起立により採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、同意第20号はこれに同意することに決定いたしました。

閉会中の継続審査の申し出について

田中敏雄 議長 日程第7、陳情第2号庶民大増税の中止を求めることについては、総務委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査に付することにご決定いたしました。

委員会調査の継続の申し出について

田中敏雄 議長 日程第8、委員会調査の継続の申し出については、厚生常任委員長、産業建設常任委員長、文教常任委員長、総務常任委員長から、目下委員会において調査中の事項につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

陳情第3号～議案第105号の委員長報告、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第9、陳情第3号社会保障制度充実と最低保障年金制度創設を求めることについてより、日程第32、議案第105号公の施設の指定管理者の指定についてまでの24件を一括議題といたします。

厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（19番堀田賢逸議員）登壇】

堀田賢逸 厚生常任委員長 おはようございます。新横手市誕生後、初の委員長報告、しかもトップバッターを受け持つことになり、大変光栄に思っております。

それでは、厚生常任委員会に付託になりました議案18件、陳情6件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、委員全員出席のもと、平成17年12月15日午前10時より正午まで議案の審査を行い、午後1時より、横手市大和更生園、特別養護老人ホーム白寿園及び特別養護老人ホーム雄水苑の施設の管理運営等について、現地視察を行いました。

2日目、12月16日は、午前10時より午後4時10分まで、議案の審査を行いました。説明員には福祉環境部長、福祉事務所長、各関係課長9名、各施設長8名、横手病院、大森病院の各事務局長、消防長など30名を超えておりました。書記には石井主査、佐々木副主査であります。

初めに、陳情第3号社会保障制度充実と最低保障年金制度を求めることについてであります。

本陳情の要旨は、社会保障制度充実と最低保障年金制度を求めることなどについて、国に対し意見書を提出されたいというもので、全日本年金者組合秋田県本部執行委員長藤田實氏ほか2名から提出されたものであります。

討論において、立身万千子委員から賛成の立場で、本陳情に賛成の立場で討論に参加する。私たちは一貫して、全額国庫負担の最低保障年金制度の実現を求めてきた。最近のマスコミ報道にもあるように、相次ぐ税制改革と社会保障制度の切り崩しによって、国民、特に高齢者の命と暮らしが非常に脅かされる情勢を反映して、いまや指定都市市長会を初め、全国の45%の自治体から最低保障年金制度をつくらうという声が上がっている。国では、金がないと言いながらもりそな銀行が破綻したときは、トータルで公的資金を3兆円も投入した。これは私たちが納めた血税である。そういうことをかんがみても、ぜひとも、本陳情の願意を妥当と認め、採択するよう求めるものであるとの討論がありました。

本陳情について、以上の討論があり、採決の結果、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第4号 患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかれる医療」を求めることについてであります。

本陳情の要旨は、患者・国民負担増計画の中止と、「保険で安心してかかれる医療の実現」について、国に対し意見書を提出されたいというもので、秋田県社会保障推進協議会会長渡辺淳氏ほか2名から提出されたものであります。

審査において、当局より、健康保険3割負担を2割負担に戻すことによって、保険料にどれだけはね返るかは、現実的にわからないとの説明がありました。

また、地方の医師不足について、全国で毎年約8,000人の医師が誕生している一方、開業する医師が約6,000人いる現状がある。特に勤務医は開業医に比べ、労働時間がハードで開業する傾向にある。また、秋田大学医学部の卒業生のうち県内出身は約3割で、ほかは出身地に帰るようだ。当市立病院は、臨床研修医病院としての指定を受けており、一定の医師確保はできているが、指定を受けていない病院は、医師確保が非常に厳しい状況にあるとの説明がありました。

討論において、佐藤誠洋委員から反対の立場で、保険で安心してかかれる医療をいかに持続させるかということが今の日本の課題で、いかにどのように負担を求めるかということが大事であると思う。そのためには、それ相応の負担が当然であるし、また、所得の少ない方や立場の弱い方には軽減措置もあるので、私はこの陳情に関しては反対するとの討論がありました。

また、小笠原恒男委員から反対の立場で、陳情項目の3については、利用者の負担は必要である。また、陳情項目の4については、非常に矛盾していると思う。例えば、診療報酬を下げると、その病院の医師や看護婦の増員はできなくなる。私はこれは違うと思うので、そういう意味でこの陳情は矛盾しているので反対であるとの討論がありました。

次に、立身万千子委員から賛成の立場で、今、保険制度の持続、継続するというところで反対であるという意見があった。しかし、私はこのままでいくと保険制度が崩れてしまうという考えから発言する。今でさえ負担が大変であるのに、今回は、政府はさらなる負担の底上げを提案していることに問題がある。例えば、入院患者の食費、居住費の自己負担を求め、そして高齢者の窓口負担を引き上げ、さらに医療にまでの免責制の導入は、耳を疑うような内容である。国は、医療費を初めとした社会保障給付の伸びを抑える政策として打ち出しており、景気が悪くなれば経済成長に応じ給付を抑えるということは、不景気になったら医者にかかるのも我慢しなさいということと同じだと思う。懐具合で命の値踏みをされるという政策ではないのか。現実として、所得の高い高齢者からは高く徴収しても、押しなべてすべての高齢者が裕福だとは限らない。今、たけのこ生活の老人が多く、懐の寒いということが言われている。そういう意味では、私は、当市としても命と暮らしを守るため、国に対して市民の声を意見書にして決議するよう強く求める。

本陳情について、以上の討論があり、起立による採決の結果、起立少数により不採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第5号介護保険の改善を求めることについてであります。

本陳情の要旨は、介護保険法が10月に改正されたことに伴い、市に対し早急に対策を講じられたいというものであり、秋田県社会保障推進協議会会長渡辺淳氏ほか2名から提出されたものであります。

討論において、佐藤誠洋委員から反対の立場で、法改正は介護保険制度維持のために行っていることであり、また減免措置もある。特別会計そのものが破綻せざるを得ない状況も懸念されるので、この陳情に関しては反対するとの討論がありました。

また、立身万千子委員から賛成の立場で、そもそも介護保険は、高齢者に対する公的な介護サービスを提供するとの目的で実施された。そのときには、在宅で安心できる介護を社会が支えてくれるものと、特に、嫁の立場にあった方々からは、大変期待された制度であった。今、幾ら払えるかで受けるサービスも中身を決めざるを得ない状況になってきていることと、十分な審議なしで法律が通ってしまったことから、この解決が遠のいたように、私は思う。この陳情の5項目については、自治体として制度化していただきたいという中身なので、一つ一つ吟味をして、市民の負担を軽減することが喫緊の課題だと思うので、議会として実現の方向で厚生常任委員会として呼びかけられるよう、要望したいとの討論がありました。

本陳情について、以上の討論があり、起立による採決の結果、起立少数により不採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第6号安心してゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足の緊急改善を求めることについてであります。

本陳情の要旨は、安心してゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足について緊急改善を求めるというものであり、秋田県医療労働組合連合会執行委員長中村秀也氏から提出されたものであります。

討論において、立身万千子委員から賛成の立場で、予防医学が進んだからといっても、やはり私たちは医療機関にお世話にならなければ、健康に生きることはできない。医療機関で、患者、利用者の安全と命を守るべき医療従事者の配置体制については、決して削減するべきではないと思う。今の医療事故の背景には、看護師が充実されていないことが挙げられる。今後、県立看護学院を受け入れようとしている当横手市としては、本陳情を認めるべきであるとの討論がありました。

本陳情について、以上の討論があり、起立による採決の結果、起立全員により、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第7号子宮頸がん検診の逐年施行についてであります。

本陳情の要旨は、子宮頸がん検診の逐年施行について検討されたいというものであり、日本産科婦人科学会秋田地方部会長田中俊誠氏ほか2名から提出されたものであります。

討論において、立身万千子委員から賛成の立場で、子宮がん検診の年齢を20歳以上にしたことは、必要だといわれていたので歓迎するものである。しかし、それと引きかえに、検診間隔を隔年にしたとい

うことが問題である。規定が緩やかになれば、拘束力もそれに比例して弱くなってしまう。したがって、検診受診率の低下に拍車がかけてらると思う。それを、国では受診率が低下しているから隔年にするという論法なので、特に子宮頸がん検診が土台となって、体がん検診への受診ということになるので、そこを啓発活動の強化とともに、逐年施行の必要性は大きいと思い、願意妥当と認め、本陳情を採択すべきであるとの討論がありました。

本陳情について、以上の討論があり、起立による採決の結果、起立全員により採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第11号高齢者センター前の横断歩道に『押しボタン式信号機』の設置についてであります。本陳情の要旨は、高齢者センター前の横断歩道に、押しボタン式信号機を設置されたいというものであり、横手市老人クラブ連合会会長伊藤幸一氏ほか1名提出されたものであります。

審査において、当局より、信号機の設置については、交通量、歩行者数、危険性、信号間の距離を総合的に検討して、県の公安委員会で決定している。要望箇所については、今後の交通状況を見て検討することになるが、現時点では優先順位が低く、早期の設置は難しいということであったとの説明がありました。

佐藤忠久委員より、陳情の趣旨は、早く設置するよう議会でも応援してくれということだと思うので、賛成したいとの意見がありました。

本陳情について、討論はなく、起立による採決の結果、起立全員により採択すべきものと決定いたしました。

次に、議案第59号横手市大森町生きがい創作館設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、施設を効果的に運営するため、施設の管理を市長が指定する者に行わせることができるよう改正することに伴い、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、大森町生きがい創作館の施設の概要についての質疑に対し、当局より、大森町のシルバーエリア内に昭和63年12月にオープンし、主に高齢者の生きがいや潤いを与えるための各種創作活動、陶芸、木工などを通じて、コミュニティ活動を行っている施設である。社会福祉法人秋田県社会福祉事業団にオープン当時から管理委託しているとの答弁がありました。

また、旧市町村においても、生きがい創作館的な施設も多いと思うが、これらも今後、順次指定管理者の条例化をしていくのかとの質疑に対し、当局より、指定管理者制度か直営での運営かのどちらかを選択しなければならないことが、自治法で定められており、今回の指定管理者制度の条例化の提案は、今現在管理委託を行っている施設が主である。なお、提案されていない施設は、直営であるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号横手市十文字町健康福祉センター設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、十文字町健康福祉センターについて、施設を効果的に運営するため、施設の管理を市長が指定する者に行わせることができるよう改正することに伴い、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、十文字町健康福祉センターの施設の概要についての質疑に対し、当局より、十文字町健康福祉センターは、合併前の十文字町社会福祉協議会に管理委託していたものである。施設の概要は、社会福祉協議会の事務所、社会福祉協議会で事業展開しているデイサービスや入浴サービスなどを行っている。委託料は、維持管理費として700万円ほどであるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号平成17年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,820万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億9,754万8,000円にしようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、国保税を3年間で均一課税することの調整方針についての質疑に対し、当局より、国保税に限らず介護保険、福祉サービス全般にわたっては、合併協議会での調整はかなり難航した。特に、国保税については、いろいろご意見はあったが3年間で均一化という調整方針となった。この算定の基準であるが、17年度の所得割、均等割、平等割の平均を出し、18年度はこの平均値より低い地域は所得割で0.8%を限度として引き上げ、高い地域は据え置きとする。また、高い地域も19、20年度は0.6%を限度として引き上げすることとし、平成21年度まで完全なる均一化を図ることとした。また、応能、応益負担の割合は補助金にも影響を及ぼすので、この割合を5%以内に抑える方針である。医療費も各年度伸びると想定しているが、基金関係は2億円程度しかなく、これを取り崩す考えは持っていない。また、一番肝心の医療費を抑えるためには、保健事業や医療費の適正化を進め、さらには国保税の収納率を高めて、被保険者の負担を少なくしていきたいとの答弁がありました。

また、旧市町村における国保税の収納率の差についての質疑に対し、当局より、国保税の収納率については、旧横手市が一番低い状況である。全国的に都市化しているところには、低所得者、高齢者が集まり、収納率が低くなる嫌いがある。これまで、旧横手市では、管理職が国保税を中心に個別訪問するなど、徴収に回ったが、効果が上がっていない。どうすれば収納率を高めるかは、なかなか難しい問題である。今、医療費を抑制させていくというトータル的な考えも必要ではないかと思っているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号平成17年度横手市介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,200万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億2,776万4,000円にしようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、10月からのホテルコストなどで住民負担がふえた。具体的に、市としてこれを軽減するための手立ての検討はとの質疑に対し、当局より、10月1日からの施設給付見直

しへの対応について、特定入所者介護サービス費を1,400万円増額させていただいている。これは、低所得者への介護保険からの補助であり、国でも今回の法改正による低所得者への影響をこういう形で緩和していこうとしている。しかし、市としての独自策は限られており、難しいものがあるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第79号平成17年度横手市特別養護老人ホームいきいきの郷特別会計補正予算（第1号）であります。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,682万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,829万1,000円にしようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、一部過大見積もりがあったとの説明があったが、その中身はどの質疑に対し、当局より、備品購入費41万1,000円について、既に購入済みのものがあり、二重計上になっていたため、今回減額補正をしたとの答弁がありました。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第80号平成17年度横手市特別養護老人ホーム雄水苑特別会計補正予算（第1号）であります。

本案は、歳出予算の組み替えをお願いしようとするものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第81号平成17年度横手市特別養護老人ホーム白寿園特別会計補正予算（第1号）であります。

本案は、歳出予算の組み替えをお願いしようとするものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第82号平成17年度横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑特別会計補正予算（第1号）であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ50万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,269万9,000円にしようとするものであります。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第83号平成17年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）であります。

本案は、歳出予算の組み替えをお願いしようとするものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第84号平成17年度横手市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,041万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,948万9,000円にしようとするものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第85号平成17年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第1号）であります。

本案は、歳出予算の組みかえをお願いしようとするものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第86号平成17年度横手市大和更生園特別会計補正予算（第1号）であります。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,470万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,889万6,000円にしようとするものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第87号平成17年度横手市通所授産施設特別会計補正予算（第1号）であります。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,290万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,990万1,000円にしようとするものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第101号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、横手市立県南愛児園「ドリームハウス」の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、指定管理者に指定する社会福祉法人ファミリーケアサービスとはどのような団体かとの質疑に対し、当局より、ファミリーケアサービスは、旧横手市で保健センターと老人施設を合築したときに、旧横手市が主導的に設立した社会福祉法人である。横手地域局保健センターと同じ建物内に事務所があり、老人施設や県南愛児園、サンハイムなどの施設管理をしている団体である。現在、市で委託し、管理も良好に行っているため指定することとした。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第102号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、横手市サンハイムの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第103号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、横手市デイサービスセンター康寿館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第104号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、横手市デイサービスセンターふるさと館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第105号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、横手市デイサービスセンター雄風荘の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、厚生常任委員会の報告といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

30番播磨博一議員。

30番（播磨博一議員） ただいまの説明の中での、議案第101号指定管理者について、経過をお知らせ願いたいと思います。この議案に対しましては、提案の折の討議の中で、管理者の指定に当たっての経過の説明がございました。応募団体が1団体であったので、審査会は開かれなかったというふうな説明のもとで、委員会の審査も行われたと思いますけれども、ちょっと私は疑問に思ったわけですが、1団体であったから審査会が開かれなかったということでしたけれども、そもそも指定管理者というのは、私が思いますには、直営である場合よりも一層のサービスの向上を目指してのことが第一義的な指定管理者の目的であろうかと思えます。そういった中におきましては、やはり指定を受けようとする団体の専門性、あるいはそれに伴いますノウハウ、あるいはスタッフ等の十分な積み重ねが必要であるというふうに思われます。そのことについて、審査委員会にはそういうことも当然審査の対象になるべきものと思われますが、1団体であったから、多分内部の中では検討されたと思いますけれども、審査会そのものが開かれなかったというのは、非常に片手落ちではないかというふうに思います。そういうことになると、やはり審査会そのものの存在意義が問われますし、また今後という一つの開かれた募集を行っているわけですが、それがややもすると形骸化するのではないかというふうに思われます。多分そのあたりも委員会の中では十分に審査なされたと思いますけれども、その経過をお知らせ願いたいと思います。

田中敏雄 議長 委員長。

堀田賢逸 厚生常任委員長 選定委員会は開いたのかという質問に対して、今回は開かなかった、応募したところが現在管理委託したところしかなかったので、直接会議にかけて決定したという説明をもらっております。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから、議題となっております案件中、陳情第3号社会保障制度充実と最低保障年金制度創設を求めることについてを、起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、陳情第3号は採択と決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、陳情第4号患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかる医療」を求めることについてを、起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採択いたします。本陳情は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立少数であります。したがって、陳情第4号は委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、陳情第5号介護保険の改善を求めることについてを、起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採択いたします。本陳情は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立少数であります。したがって、陳情第5号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、陳情第6号安心してゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足の緊急改善を求めることについてを、起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、陳情第6号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、議案第77号平成17年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第77号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第78号平成17年度横手市介護保険特別会計補正予算（第1号）を、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第78号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております6件を除く18件について採決いたします。

18件、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、18件は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第1号～議案第107号の委員長報告、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第33、陳情第1号上内町第一種低層住居専用地域指定の建ぺい率改正方についてより、日程第61、議案第107号公の施設の指定管理者の指定についてまでの29件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（29番塩田勉議員）登壇】

塩田勉 産業建設常任委員長 おはようございます。それでは、産業建設常任委員会の報告を申し上げます。

日時は、17年12月15日10時より開会いたしまして、午前中に3カ所の陳情箇所を視察いたしました。午後から審査に入ったわけですが、説明のため出席していただいた参与は、産業支援担当理事初め四十数名の部課長であります。

それでは、今定例会において、産業建設常任委員会に付託になりました議案26件、陳情3件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、陳情第1号上内町第一種低層住居専用地域指定の建ぺい率改正方についてであります。

本陳情の趣旨は、上内町地区の用途指定について、敷地面積が狭いこと 住民の高齢化により、介護に必要な増改築による個室の確保ができないこと 子供の個室確保ができないこと 車庫の増築ができないこと 当該地域の家屋は、建ぺい率、容積率ともオーバーしており、建てかえる場合、快適な居住環境の住居建築が憂慮されること 二世帯以上の同居家庭が窮屈な生活をせざるを得ないこと、などの問題点があり、第一種低層住宅専用地域から第一種住居地域に指定変更されたいというものであり、横手市上内町当該地域住民代表長井一氏ほか29名より提出されたものであります。

審査において、平成18年度から20年度までの3カ年で、新市全体の都市マスタープランを作成するようだが、建ぺい率・容積率の変更が可能なら、急いで検討してもらいたい。地域の方の要望を聞くことや、歴史文化関係者と地元の方々との話し合いを持たせることを検討してもらいたいとの意見がありま

した。

討論では、石山米男委員より、賛成の立場で、平成18年から20年まで新市都市マスタープラン完成があるが、今提出された問題なので、採択になったらその旨すぐに連絡し、今回の委員会の内容をお知らせしながら、住民の意見を聞くため現場に出向くような優しさをもって対応していただきたい。以上をお願いして賛成討論といたしますとの討論がありました。

本陳情について、以上の意見、討論があり、採決の結果、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第8号山内長瀬地区にミニ・インターチェンジ設置要望のお願いについてであります。

本陳情の趣旨は、奥羽山麓大規模農道の建設工事が順調に進んでおり、完成後は県内外から人と物資の流れの活発化が予想され、その可能性を確かなものとするため、秋田自動車道と奥羽山麓大規模農道との連携を考え、山内皿木・長瀬地域周辺にミニ・インターチェンジを設置していただきたいというものであります。横手市東平和町町内会地域の活性と長瀬ミニインター設置を考える会代表伊藤虎太郎氏より提出されたものであります。

審査において、山内地区には別の場所へのインター設置を要望してきた経緯がある。住民感情としては理解できるが、整合性を考えると無理ではないかとの意見がありました。

本陳情について、討論はなく、採決の結果、不採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第9号横手市大沢前田地域『一部危険箇所』の改善対処のお願いについてであります。

本陳情の趣旨は、私どもの地域に秋田県立横手清陵学院中学校・高等学校が建設され、奥羽山麓大規模農道も建設中であり、今後は地域発展が見込まれる。しかし、以前にも増して車両の往来が多くなり、登下校の学童及び学生や地域住民が危険にさらされている。ついては、安全確保のため危険な一部区間を改善していただきたいというものであり、高齢者交通事故防止モデル地区活動推進員、横手市東平和町町内会・横手市東平和町町内会地域安全の会会長伊藤虎太郎氏ほか1名より提出されたものであります。

審査において、現在、バス路線になっており、バスの通行を見たが窮屈な状況であり、陳情者の願意は妥当であるとの意見がありました。

本陳情について討論はなく、採決の結果、採択すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号横手市定住促進住宅条例であります。

本案は、新たに山内地区に市定住促進住宅及び共同集会所施設を建設したことに伴い、議会の議決を求めるものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、事業計画はとの質疑に対し、当局より、合併前からの継続事業で、今年度が最終年度となり1戸住宅10戸、共同のアパート10戸、集会所を1棟建てる内容であるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第58号横手市山内ふれあい交流センター設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、指定管理者制度に基づく設置条例の一部改正であります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、指定管理者を決めるスケジュールはとの質疑に対し、当局より、年明けから公募し、ルールに従って調査をする。3月の議会には、指定する管理者を提案する予定であるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号横手市増田休養施設「真人山荘」設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、指定管理者制度に基づく設置条例の一部改正であります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第62号横手市十文字共同福祉センター設置条例の一部を改正する条例であります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、今後もこの名称かとの質疑に対し、当局より、合併協議の経緯もあり、このままでいくと考えるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号横手市増田「りんごの里」物産館に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、指定管理者制度に基づく設置条例の一部改正であります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号横手市地域種苗センター等設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、指定管理者制度に基づく設置条例の一部改正であります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号横手市農林産物加工施設設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、指定管理者制度に基づく設置条例の一部改正であります。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第66号横手市国産材需要開発センター設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、指定管理者制度に基づく設置条例の一部改正であります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、当施設とウッディ山内との関連はとの質疑に対し、当局より、ウッディ山内は第三セクターの株式会社で、当施設はその隣にあり、通称「木の香」である。現在ウッディ山内に管理委託している。ウッディ山内には旧山内村において9月に資本金を出資し、1,700万円増やした。また、運転資金として1,500万円を5年据え置き10年償還により無利子で貸し付けたとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第67号横手市集落多目的共同利用施設等設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、横手市板井田多目的集会所ほか1施設が完成したため、設置条例につけ加えようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、建設時の利用者負担はどれくらいだったのかとの質疑に対し、当局より、建設費の50%を国の地域材利用促進対策事業で、34%は過疎債を利用した。利用者からは、残

りの16%を寄附という形でご負担いただいたとの答弁がありました。

また、維持管理や補修は集落で行うのかとの質疑に対し、当局より、これまでは、維持管理、小規模修繕については集落で、大規模な補修については各町で2分の1から3分の1で補助をしていた。今後の対応については、市と利用者で協議しなければならないと考えるとの答弁がありました。

討論では、佐藤功委員より賛成の立場で、本案件の集落多目的共同利用施設は、国の制度を最大限に活用した、簡単に言えば市直営の町内会館ということであります。今後の維持管理、補修工事、建てかえなどをどうするのか、新市の地域間で不公平感がおきないように、維持管理上の規制を定める必要があります。以上の意見を付して賛成討論といたしますとの討論がありました。

本案について、以上の質疑、討論があり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号横手市営住宅設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、新たに十文字地区に市営住宅及び集会所を建設したことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、公営住宅の需要はとの質疑に対し、当局より、合併後初の抽せん会を11月中旬に行い、10戸の募集に対し36名応募があったので、まだ需要があると思うとの答弁がありました。

また、公営住宅の期限後の処分はとの質疑に対し、当局より、耐用年数が過ぎた住宅について、集合住宅は難しいが、申請すれば一戸建ては払い下げが可能である。払い下げや建てかえ等により、住民へ還元することも一つの方策と考えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第71号市道路線の廃止についてであります。

本案は、雄物川地域局管内の内野沢線について市道で維持管理する必要がなくなったことに伴い、市道路線を廃止するものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、整備後再び市道になるのか、また市道の認定基準はとの質疑に対し、当局より、整備後時期を見て、再び市道へ編入する予定である。新市として統一した市道認定基準の幅員はクリアしているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第74号平成17年度横手市国民保養センター三吉山荘特別会計への繰り入れについてであります。

本案は、国民保養センター三吉山荘特別会計へ1,100万円以内を繰り入れることについて、地方財政法第6条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、他施設との関連と今後の見通しはとの質疑に対し、当局より、三吉山荘は昭和46年に建設され、間もなく34年を迎える。老朽施設であるが、平成2年に温泉が出たため、

大広間の改修を行った。その起債の償還が平成22年度までだが、資金運用部からの借り入れのため繰り上げ償還ができない。したがって、それまでは営業を続けたい。今後はうまく雄川荘へシフトする体制をつくってまいりたいとの答弁がありました。

また、閉鎖についての検討はとの質疑に対し、当局より、閉鎖した場合、起債の償還のみとなるので年間540万円ほどであるが、県との協議や住民への説明もしなくてはならないので、内部で早急に検討したいとの答弁がありました。

討論では、佐藤功委員より賛成の立場で、これまでの合併の協議の経緯もあるかと思われますので、本案には賛成であります。これまでの質疑の結果、今後三吉山荘を営業するとすれば、毎年一般会計からの繰り出しを2,000万円から2,500万円しなくてはいけません。一方三吉山荘を休館しますと、借入金の返済550万円の繰り入れで済むことがわかりました。今後、三吉山荘は休館とし、雄川荘に営業の力を注ぎ収益を上げたほうが得策と考えられます。三吉山荘、えがおの丘、雄川荘の3つの温泉施設を持ち続けなければならない理由がわかりません。議会は市民に説明責任があります。どう説明すればいいのかなど、以上の点を考慮し、早急にどうするか結論を出すことを当局に要望し、賛成討論としますとの討論がありました。

本案については、以上の質疑、討論があり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第75号平成17年度横手市山内地域簡易水道事業特別会計への繰入額の変更についてであります。

本案は、山内地域局簡易水道事業特別会計へ一般会計から2,282万2,000円以内を繰り入れることに改めるものであります。

本案について、質疑及び討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第88号平成17年度横手市国民保養センター三吉山荘特別会計補正予算（第1号）であります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,372万8,000円に定めようとするものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第89号平成17年度横手市地域間交流施設雄川荘特別会計補正予算（第1号）であります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,368万8,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、三吉山荘閉鎖時の雄川荘での職員再雇用は可能かとの質疑に対し、当局より、雄川荘での再雇用は現状では難しいと想定される。今後の方針については決まっていないが、検討してまいりたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第90号平成17年度横手市林業者等休養福祉施設さくら荘特別会計補正予算（第1号）であ

ります。

本案は、歳入歳出予算の増減はなく、予備費による予算の組み替えであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第91号平成17年度横手市平鹿地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

本案は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ312万2,000円を減額し、総額それぞれ5,840万2,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、簡易水道事業を1本にまとめる可能性はとの質疑に対し、当局より、簡易水道を運営する上で、条件やこれまでの背景もあり、早急に経営の一本化は困難。ただ、事業形態としては、今後、新市水道事業計画の中で見直したいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第92号平成17年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

本案は、歳入歳出の総額からそれぞれ1,744万1,000円を減額し、総額それぞれ9,627万円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、中央地区、東部、西部、北部地域と分かれているのは、水源の違いか、またそれぞれの料金はとの質疑に対し、当局より、雄物川地域には7つの簡易水道があり、合併と同時に地区という形に名称を改め、会計を一本化した。7つの簡易水道は、現在でも基本料金、超過料金が違っている。今後、新市の水道計画で統一されると思うとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第93号平成17年度横手市大森地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

本案は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ29万1,000円を減額し、総額2,038万1,000円に定めようとするものであります。

本案について、質疑及び討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第94号平成17年度横手市山内地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ381万4,000円を追加し、総額それぞれ2億5,072万4,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、簡易水道事業の今後はとの質疑に対し、当局より個々の簡易水道事業を見た場合、いろいろな問題がある。利用する絶対数の人口が減っている中で、経費や維持管理がかかる。今後についてさまざまな角度から検討したいとの答弁がありました。

また、料金は統一されるのかとの質疑に対し、当局より、合併協定の中で水道計画あるいは財政計画によって統一を図ることになっている。原水を取得するためのコストがそれぞれ違うため、コストに見合った料金体系であるべきとの考えもある。いずれにしても料金を積算する際には、利用者の方々へ情報を開示し、納得してもらいながら進めたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第95号平成17年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）であります。

本案は、歳入歳出の総額にそれぞれ416万7,000円を追加し、総額それぞれ5億8,598万1,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、駅西地区と三枚橋地区の概要はとの質疑に対し、当局より、駅西地区土地区画整理事業は、地区面積が32ヘクタールで、減歩率は公共減歩と合算で26.38%、三枚橋地区は地区面積が22.9ヘクタールで、減歩率は合算減歩で18.4%、なお、三枚橋地区は現在の事業計画で清算金5年間含めて26年度までであるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第96号平成17年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

本案は、歳入歳出の総額からそれぞれ3,603万3,000円を減額し、総額それぞれ31億4,448万5,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、下水道会計の今後の状況はとの質疑に対し、当局より、企業会計の見通しについて、現在の水洗化率では経営が難しいが、新市においては早い時期に検討したい。公共下水道事業では、計画総額609億円に対し、平成17年度末で約330億円の整備済みとなる。全体計画面積2,927ヘクタールのうち、現認可面積は1,826ヘクタールで、平成17年度末の整備済み面積は1,394ヘクタールとなる。残り432ヘクタールの事業見込みは、平成18年度から22年度まで約60億円の予定となる。今後、財政的な問題について検討するとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第97号平成17年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ453万8,000円を追加し、総額それぞれ4億6,437万円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、今後の事業拡大の計画があるかとの質疑に対し、当局より、現在建設しているのは、十文字植田地区の集落排水施設で平成19年度完成予定。横手の金沢、安本、黒川の3カ所が計画されていて、農村整備事業が終わった後、新市の下水道計画の中で、見直しも含め検討していかなければならないと考えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第98号平成17年度横手市水道事業会計補正予算（第1号）であります。

本案は、収益的収入予定額を7億9,641万3,000円に、収益的支出予定額を8億6,381万2,000円に、資本的収入予定額を17億1,947万円に、資本的支出予定額を20億3,966万1,000円にそれぞれ定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、水道料金の賦課は統一料金かとの質疑に対し、当局より、事業への投資、維持管理費を勘案し、それぞれの事業体ごとの料金となっている。今後、新市事業計画の策定の段階で、事業計画を立て、検討したいと考えているとの答弁がありました。

また、ダム完成と水道事業の方向性はとの質疑に対し、当局より、これまで平鹿、十文字、増田については成瀬ダムを水源とした施設整備を行うことで進んでいたが、今現在も平鹿、十文字、増田の簡易水道再編事業が補助事業として実施されているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第106号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、横手市顧客利便施設こうじ庵の指定管理者をタウンリノベーションよこて株式会社に指定するものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、急いで指定する理由と利点は何かとの質疑に対し、当局より、指定管理料を3年間で年々減らす計画であり、委託契約と比べトータルで30万円のメリットが出る予定である。また、不足分は利用料による収入を増やすため、同社がさまざまな企業努力により補うことになり、結果的に地域の活性化につながると考えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第107号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、横手市ふれあいセンターかまくら館の指定管理者を、社団法人横手市観光協会に指定するものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、産業建設常任委員会の報告を終わります。

田中敏雄 議長 ただいまから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、陳情第8号山内長瀬地区ミニ・インターチェンジ設置についてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立者おりません。したがって、陳情第8号は委員長報告のとおり、不採択と決定いたしました。

次に、議案第56号横手市定住促進住宅条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議決されております2件を除く27件について、採決いたします。

27件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、27件は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第10号～議案第100号の委員長報告、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第62、陳情第10号地方交付税、地方財政の確保を求めることについてより、日程第74、議案第100号横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例までの13件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

【総務常任委員長（17番菅原恵悦議員）登壇】

菅原恵悦 総務常任委員長 今定例会において、総務常任委員会に付託されました議案14件、陳情1件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、陳情第10号地方交付税、地方財政の確保を求めることについてであります。

本陳情の趣旨は、地方財政を拡充し、地方財政の確保を定めることなどについて、政府関係機関に対し意見書を提出されたいというもので、日本自治体労働組合連合秋田県本部副中央執行委員長井関由紀夫氏ほか1名から提出されたものであります。

審査において、赤川堅一郎委員から、我々地方自治体が直面する問題なので、採択すべきと考えるところの意見がありました。

本陳情について討論がなく、採決の結果、これを採択すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号横手市議会議員の報酬及び費用弁償などに関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、国家公務員の給与制度の改正に準じ、議員の期末手当の支給割合を改正しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げます。

横手市議会議員報酬は、人口5万人から10万人規模の市の議員報酬に位置づけられている。将来を見越してこのような人口規模のところを採用したのかとの質疑に対し、当局より、合併協議会では5万人から10万人のところということで説明してきたが、10万人をちょっと欠けたところを基準にした。将来については、その時点でどうすればいいか、それぞれ決定していただければよいと思う。合併協議会では、合併時どうするかということをお話した結果、現在のような内容で合意したものですとの答弁がありました。

また、0.05の分は、人事院勧告をよりどころとして改定される。しかし、我々の報酬は必ずしも人事院勧告に従うというものではない。今回の引き上げについて、基本的な考えを伺いたいとの質疑に対し、当局より、国は指定職という本庁の局長以上の方については、特別な手当、給料などが規定されている。地方自治体ではこの指定職に準じて、従前から常勤特別職などについては手当の引き上げなどをやってきた経緯がある。県も含めた多くの自治体が、そういう取り扱いをしているようなので、今回改正をしたいというものであるとの答弁でありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第52号横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、国家公務員の給与制度の改正に準じて、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合を改正しようとするものであります。

本案については、質疑、討論がなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、国家公務員の給与制度の改正に準じて、教育長の期末手当の支給割合を改正しようとするものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第54号横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、国家公務員の給与制度の改正に準じて、職員の期末手当等の支給割合を改正しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げます。

実質的に増額なのか減額なのか。平均的にどの程度になるのかとの質疑に対して、当局から、現在、横手市の職員数1,879名、そのうちから医師を除いた1,852名の平均では、配偶者手当500円のマイナス、給与表の0.3%マイナスです。合わせて1カ月当たりの平均が1,115円の減額になる。18年1月1日から適用なので、3カ月間でいくと1人当たり3,345円の減額となります。ちなみに、国家公務員は4,000円、秋田県庁の職員は3,472円の減額となりますとの答弁でありました。

また、職員に不利益になる部分はないと理解してもよろしいかとの質疑に対し、当局から、いわゆる不利益の遡及という考え方からいくと遡及はしていないので、そういう点では不利益はこうむらないと考えているとの答弁でありました。

さらに、市町村間の給与格差が相当あると言われているが、今後の格差是正をどう考えているのかという質疑に対し、当局から、昇給、昇格の時期というのは、年間数多くあるわけではないので、定期昇給時に1号から2号に上げる、または経験等を参酌して3級から4級に上げるというような形で是正を考えている。顕著な格差については直近の定期昇給時に行いたいと思っているとの答弁でありました。

本案について討論はなく、起立による採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第55号過疎地域自立促進計画についてであります。

本案は、過疎地域自立促進計画を定めるため、議会の議決を得ようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げます。

計画を見ると、膨大な事業量でしかも平成21年までという期限がある。仮に、21年まで事業が終了しない場合、繰り越しなどができるのかという質疑に対し、当局から、この過疎はもう終わりだと言われながら継続、継続で来たこれまでの歴史がある。ポスト過疎がどういった状態であるのかわからない状態だが、いずれ5年間のうちに市として優先順位をつけながら、財政力の範囲内でやれるものからやっていく。残った事業については、どうするかということも含めて、この後協議したいと思うとの答弁でありました。

また、事業主体が秋田県や土地改良区、横手市、JAもある。優先順位は当局で判断してつけるのかとの質疑に対し、当局から、秋田県とあるのはほとんど負担金の類であって、我々とは別のサイドで決まっている部分であるし、市の部分については過疎計画だけではなく、新市建設計画もある。これから策定予定の市の総合計画、それから各課で所管しているその他の計画もあるので、その辺は総合的に判断して、市の政策決定の機関である部局長会議なり政策会議で協議していただき、必要に応じては議会の方にもご相談をかけるということでの優先順位ということでありますとの答弁でありました。

さらに、これと建設計画があれば、新横手市の計画が網羅されているというふうを受けとめられるが、過疎計画は十分に精査検討されて計画がここまで来たというよりも、合併以前の過疎自立計画を寄せ集めてつくった印象だ。それに建設計画の部分を足してやったという感じがする。そういう意味では、この計画の密度、信頼度は不確かな面が多分にある。これを確かなものにして、建設計画の中に入れたものと並行して進めていくというような熟度をどこの部分で我々がつかめるのか疑問に思う。計画の具体的内容がつかみにくいところがあり、合併特例債との関係も説明願いたいとの質問に対し、当局より、過疎計画には過疎の事業でやりたいというときにやれるような内容で載っている。事業量は新市建設計画約900億、過疎計画の方は534億となっている。計画の位置づけでいくと、新市建設計画が上位に位置づけられるが、18年12月ごろをめどとして、最上位計画の総合計画をつくらうとしている。今回の過疎計画は、17年4月から事業が始まっているもので、これをもう1回5町村のものを白紙に戻して計画をつくるということではできない状態だった。したがって、5町村のものをベースにして今回はつくったということです。必要が生じた場合には、これらの変更について、皆さんに諮って決定していただくということになるとの答弁でありました。

討論において、赤川堅一郎委員から賛成の立場で、今まで議論されてきたような過疎自立計画には、皆さんも大変関心を持っておるし、今後のまちづくりにとっても大事な計画だと思う。内容的には熟度が低い面もあるが、上位計画である新市建設計画と整合性を図りながら、この計画が間違いなく前進す

るような努力をされることを希望し、本案に賛成するとの討論がありました。

本案について、以上の討論があり、起立による採決の結果、起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号横手市大森町中心部活性化施設設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、施設を効果的に運営するため、施設の管理を市長が指定する者に行わせることができるように条例を改正しようとするものです。

主な質疑と答弁を申し上げます。

公の施設として管理委託している一覧表をもらったが、92施設ある。これはすべて指定管理者制度に切りかえていくものと理解してよろしいかとの質疑に対し、当局から、可能な限りやっていきたいと考えているとの答弁でありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号字の区域の設置についてであります、

本案は、県営ほ場整備事業の施行に伴い、字の区域を設置しようとするものです。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第70号字の区域及び名称の変更についてであります。

本案は、県営ほ場整備事業の施行に伴い、字の区域及び名称を変更しようとするものです。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第72号秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてであります。

本案は、市町村合併により秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数が減少したため、地方自治法の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第73号秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更についてであります。

本案は、市町村合併により秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少したことにより、秋田県市町村総合事務組合同規約を一部変更しようとするものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第99号横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、特別職の職員で常勤のものの給与を改正することに伴い、議会の議決を得ようとするものです。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第100号横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、教育長の給与を改正することに伴い、議会の議決を得ようとするものです。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務常任委員会の報告といたします。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

31番柿崎実議員。

31番（柿崎実議員） ただいまの説明の中での、議案第100号の横手市の教育長の給与の改正に関する条例の報告でございますが、委員長報告は質疑、討論がなかったような報告でございますが、提案の説明の中で、教育長の給与のあり方について、当局から説明はなかったのかどうか。

と申しますのは、他の三役は、合併前の横手市の給与が結果として適用されておるわけでございますが、教育長の給料は、合併前の平鹿町の教育長の給与59万6,000円より少ない金額なわけであります。横手市も、合併後人口が倍以上になったわけでありますけれども、特に教育長が所管する学校関係、旧平鹿町時代からしますと、新市の小・中学校はたしか38校だと思っておりますが、大変な数の学校を、直接管理するわけございませんが、統括をする、極めて責任ある立場に位置するわけでございますが、それは合併前の平鹿町の教育長の給与よりも少なくなるということは、果たしていかがなものかというふうに思うわけでありますが、この点についてあらかじめ当局から5%減額をした理由について、説明がなかったのかどうか、お伺いしたいと思います。

田中敏雄 議長 総務常任委員長。

菅原恵悦 総務常任委員長 ここに提案されております説明はございましたけれども、ただいまお話しになられましたような説明は特にありませんでしたし、特に質疑もなく100号については説明というふうなことも含めながら、特にありませんでした。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第54号横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第55号過疎地域自立促進計画についてを、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第99号横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第99号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第100号横手市教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、議案第100号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議決されております4件を除く9件について採決いたします。

9件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、9件は委員長報告のとおり可決されました。暫時休憩いたします。

午後 0時02分 休憩

午後 2時45分 再開

田中敏雄 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第76号の委員長報告、質疑、討論、採決及び修正案の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第75、議案第76号平成17年度横手市一般会計補正予算（第1号）を議題といたし

ます。

各常任委員長の報告を求めます。まず、最初に厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（19番堀田賢逸議員）登壇】

堀田賢逸 厚生常任委員長 厚生常任委員会に付託になりました部分に対する本委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

主な質疑と答弁を申し上げますと、3款民生費では、横手市高齢者等除排雪及び雪下ろし支援事業の間口助成について、間口を5メートル以下とそれ以上に基準を分けた理由はとの質疑に対し、当局より、この支援事業の制度がなかった、あるいは基準がなかったなど、旧市町村の対応がさまざまであった。その中で、旧横手市の例により利用料金を設けることにしたが、間口の広い人も狭い人も同じ料金というのは不公平になるとの議論があり、5メートルを一定の基準としたとの答弁がありました。

また、極端な例であるが、郡部では道路から玄関まで120メートルも除雪しなければならない世帯もあり、市の対応はとの質疑に対し、当局より、合併に当たっては市町村で行っていたことができなくなるということは、基本的にあってはならないというスタンスであり、小型除雪機械の使用などサービス低下させないことを前提に検討をさせていただいているので、助成の要項が不備であればその改正を踏まえて実施したいとの答弁がありました。

また、障害者自立支援法が施行により、18年度以降の心身、知的、身体障害の予算項目はどうなるのかとの質疑に対し、当局より、わかりやすい予算書をつくるということが基本だという考えであるので、今までどおりに整理する方向で、財政と相談していきたいとの答弁がありました。

また、学童の事故防止について、教育委員会との連携と今後の防犯対策はとの質疑に対し、当局より、幼児殺人事件が起きてから、教育委員会からの要請があり、指導隊の下校時の見守りを各地域局の防犯担当に支持するなど、できることから対策を講じている。今後は、教育委員会と連携を強化していきたい。また、来年度からは、登録している市民に、災害、防犯情報をお知らせするメール配信事業などを検討しているとの答弁がありました。

また、旧横手市で行っていた健康の駅事業の筋力向上トレーニング事業と、大森町で行っている筋力向上トレーニング事業の違いはとの質疑があり、当局より、横手地区の健康の駅事業は、高齢者が転倒して骨折し、寝たきり状態にならないための転倒予防を、介護予防の観点で行っている。大森地区の健康の丘で行っている筋力向上トレーニング事業も、そのジャンルでの事業と思っているが、ただ、健康の駅事業は、高齢者だけを対象にした事業ではなく、市民全体を対象にしている事業であり、保健センターで行っていた第1次検診や健康相談事業だけではなく、それから一步先に進んで、具体的に高齢者の方が間違いなく健康になるまでのプロセスをきちっと明確にし、それを市で支援していく事業であり、大森地区の筋力向上トレーニング事業とは少し違うのかなと思っている。

また、家庭児童相談員、母子自立支援員の業務内容についての質疑に対し、当局より、母子自立支援は、母子と寡婦にかかわった手続などの相談指導を行っている。また、家庭児童相談員は、不登校や虐

待、DVなど家庭内における問題に幅広く相談に応じているとの答弁がありました。

また、乳幼児健康支援一時預かり事業についての質疑に対し、当局より、乳幼児健康支援一時預かり事業は、一般的には病後児保育とっており、はしかやインフルエンザなどの病気にかかった後の回復期にあるが、まだ保育園には通園させられない園児を対象に、看護師を配置し保育を行う事業で、市内では平鹿町の感恩講保育園だけで行っている。なお、これまで今年度の保育実数はないが、今後の利用予測に対応するための補正であるとの答弁がありました。

また、児童措置費、保育所運営費のすこやか支援事業についての質疑に対し、当局より、すこやか支援事業は県の補助事業で、平成17年の8月1日から第1子ゼロ歳児、第3子以降の乳幼児などを対象に、保育料の無料化や保育料への軽減措置などを実施している支援事業であるとの答弁がありました。

また、生活保護の地域別世帯数と最近の動向についての質疑に対し、当局より、11月末現在で保護世帯数は、横手地域248件、十文字地域44件、大森地域19件、大雄地域8件、平鹿地域39件、雄物川地域40件、増田地域25件、山内地域13件の合計436件である。合併後2カ月の生活保護申請数が23件と旧町村地域を中心にふえている傾向にあるとの答弁がありました。

また、各地域局での生活保護相談の対応についての質疑に対し、当局より、地域局の福祉保険課が生活保護の直接の窓口であり、地域局で相談に応じている。しかし、地域局では対応できない場合は、本庁のケースワーカーがすぐに出向いて、市民サービスを低下させないようにしているとの答弁がありました。

9款消防費では、広域消防となる以前の市町村採用の消防職員の間には、いまだに賃金格差があるのではないかと質疑に対し、当局より、消防職員については、それぞれ階級があり、その職務の責任の重さに応じた格付がされていると思っている。しかし、職員には過去数回の身分移管があった関係で、給与の格差が生じ、平成7年から8年にかけて是正措置を講じたところであるが、状況の詳細を把握の上で対応していきたいとの答弁がありました。

本案について、以上の質疑があり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、厚生常任委員会の報告を終わります。

田中敏雄 議長 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（29番塩田勉議員）登壇】

塩田勉 産業建設常任委員長 議案第76号中、産業建設常任委員会に付託になりました部分に対する本委員会の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

主な質疑と答弁を申し上げますと、初めに、4款3項水道費では、合併後の水道料金の統合時期の目安はとの質疑に対し、当局より、合併協定では、新市の水道事業計画を策定し、財政計画と照らし合わせながら、料金の統一を図ることになっているが、事業計画策定後に妥当な料金体系を見直していきたいとの答弁がありました。

次に、5款労働費では、雇用機会拡大のため、シルバー人材センター以外への仕事の振り分けは考え

ているかとの質疑に対し、当局より、シルバー人材センターは、現役時代に培った能力をシニアの時代に地域に役立てていくことや、団塊の世代の退職期を迎え、雇用情勢や労働供給情勢が変革していく中、支援していく役割がある。事業所への仕事の分配や雇用の確保については、当地域だけで早々に対応できる問題ではないが、地域の中のスペシャリストを育成し、企業に供給できるような取り組みも視野に入れながら検討していきたいとの答弁がありました。

次に、6款農林水産業費では、集落営農の進め方はとの質疑に対し、当局より、平成18年度から本格的に実施したく、今年度は足がかりと考えている。また、それぞれの集落の状況を十分に把握していないので、各地域やJAとの連携を踏まえ、推進方法を準備してまいりたいとの答弁がありました。

また、厳しい農政情勢の中で、過去の分析と今後の戦略はとの質疑に対し、当局より、夢プランの過去の分析については、各地域局ごとに実績報告等がまとまっており、それらを精査しながら生かしていきたい。新規就農者については、フロンティア農業研修制度があり、県の補助や市単独の補助があるので、できるだけ活用したい。小規模農家については兼業化が進んでおり、これからの農業経営を考えると、集落営農を進めていくしかないと考えるので、農家の協力を求めながらやっていきたい。また、これからは、米一本では厳しい面がある。米価が下がっていく中で、複合的な経営について積極的に進めていきたいとの答弁がありました。

次に、7款商工費では、ISOの取得はどこかとの質疑に対し、当局より横手地域局管内の企業であり、認証取得された企業に対し支援を実施しているとの答弁がありました。

次に、8款土木費では、除雪体制についてとの質疑に対し、当局より、10センチ以上の積雪による出動は、各地域局ごとになっており、地域局の境目については、連携をとって行っている。今後一層パトロールを強化し、万全を期したいとの答弁がありました。

また、街路灯・防犯灯の設置についてとの質疑に対し、当局より、西部斎場へつながる雄物川町地内薄井のバイパスにある家屋へは、今回の補正予算で1基計上している。足りない分は今後設置したい。清陵学院の通学路については、これまでも要望に沿って街路灯を設置してきたが、まだ十分でないようであれば調査をしたいとの答弁がありました。

11款災害復旧費については、質疑はありませんでした。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、産業建設常任委員会の報告を終わります。

田中敏雄 議長 次に、文教常任委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

【文教常任委員長（24番高橋勝義議員）登壇】

高橋勝義 文教常任委員長 議案第76号中、文教常任委員会に付託になりました部分に対する、本委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

主な質疑と答弁を申し上げますと、スクールバスの運行状況について、どこの学校でどのような運行がされているのかとの質疑に対して、当局より、旧横手市以外のすべての旧町村でスクールバスは運行

されている。年間を通して運行しているところ、冬期間だけ運行しているところとばらつきはあるが、運転手間の会議をもちながら、地域の特徴を生かした運行となっている。今後、5年以内に平準化に向けての運行を目指しているが、現在大きな支障はありませんとの答弁がありました。

また、複式学級のある学校数と、今後10年くらいの様子、普通学級解消のために講師で対応していく考えがあるのか、また講師の派遣費についてはどうなっているのかとの質疑に対し、当局より、現在は、保呂羽小学校と大沢小学校の2校が複式になっている。今後も黒川小学校など、複式になる可能性のある学校もあるが、講師で対応し、将来的な展望で統合を進めていかなければならないと考えている。県の加配があれば、派遣費は県だが、加配がない場合は市の負担となるとの答弁があり、県では講師派遣をしない方向に変わってきているが、その場合は市で全額負担の方向はあるのかとの質疑に対し、財政難ではあるが、複式は当該校の職員数減少と、学校全体の動きとも関連する問題なので、支援していかなければならない方向にあるとの答弁がありました。

また、燃料費増加のための補正が、学校や各施設でかなりの額になっているが、同じ業者で取り扱っているのか。また燃料費軽減のための方策として、女子生徒のズボン着用などに対する学校としての見解を伺いたいとの質疑に対し、当局より、4月から1リットル当たり14円ほど値上がりしており、それに見合う補正額と理解願いたい。業者は地域ごとであり、値段にも若干の違いがあるが、現在は1カ所から安い単価で全部購入という体制にはなっていない。新年度については、単価の統一を図る方向で進めている。また、教育現場での女子のズボン着用は、社会的流行に敏感に反応したものであり、教師も指導はしているが、苦慮している現実がある。燃料費の軽減とは直接的な関係はないものと思っ

るとの答弁がありました。

また、燃料費についての関連質問として、体育館に暖房器具のある学校とない学校の対応について、学校開放し体育館を使用しているスポーツ少年団や高齢者団体など、学校教育以外で使われた利用者の燃料費の負担基準、またその補助についての考えを伺いたいとの質疑に対し、当局より、体育の授業で暖房を入れるということはほとんどない。社会団体等については、応分の負担をしていただくということで、利用者に理解をいただいている。しかしながら、負担を求めず暖房を利用してきた地域もあり、地域性を考慮しながら負担の形態については3月までに検討したい。新年度からはルールを決めて対応したいとの答弁がありました。

また、学校統合の問題、通学区の問題、諮問委員会の設置など、教育委員会としてとらえている地域の問題について、そのプロセス、日程などの説明を求められた質疑に対し、当局より、隣接する通学区の見直しについては、4地区を予定している。統合が考えられる地域の小・中学校は、横手地区、雄物川地区、十文字地区、大森地区、大雄地区とそれぞれあるが、どのように進めていくかは、学校建設との絡みもあり、今後の協議によって決まってくるものと思う。スケジュール的には、今年中に横手市通学区諮問委員会を設置し、1月までには地域局ごとに作業部会を立ち上げ、平成18年8月をめぐり、一定の方向に進めていく方針であるとの答弁がありました。

また、旧町村で提言を終えている学校統合の議論を振り出しに戻し、新しい答申をさせるのかとの質疑に対し、当局より、新しい横手市としての方向性を示すことが第一と考えて進めているが、統合の条件は煮詰まっており、これまでの議論などは尊重しながら対応する考えであるとの答弁がありました。

また、心の教育相談事業について、カウンセラーの配置の状況、不登校児の現状や養護教諭の質の向上、教師の指導力を高める方策などについての考えについての質疑に対し、当局より、心の教室相談員は、県からの資金で運営されており、現在は鳳中学校と山内中学校に配置されている。大森中学校は市の負担で継続してやっていく方針であるが、今後は大森中学校固定ではなく、雄物川中、大雄中学校を含めて、鳳中は山内中を含めて、新たに十文字、増田、平鹿の中学校をカバーできるような配置で、3人の地区巡回方式でやっていきたい。

また、不登校問題については、県内でも大きな成果を上げている南かがやき教室を中心に、継続して行いながら強化していく方針である。養護教諭については、養護教諭部会での研修を高めながら、生徒指導関係の教諭との連携を図る中で、教師の指導力の課題を含めて、教育センターを中心とした機能を強化し、講座や研修の保障をしながら横手市の教育課題を横断的にとらえた学校づくりを進めていきたいとの答弁がありました。

また、体育館などの使用料について、各地域及び施設ごとで違っているが、合併協議の中でどのような調整がされたのか。また、使用時間の調整などはしているのかとの質疑に対し、当局より、地域の各体育館や施設の使用料は、これまでのものを存続させた形で、横手市社会体育施設設置条例がつくられている。使用時間については、年間まとめて申請されているケースはないが、3月までに各団体が公平に利用できるように、精査していきたいとの答弁があり、スポーツ少年団活動についての使用料軽減の方向性と調整状態についてはとの質疑に対し、先般体育協会総合検討委員会を立ち上げて、横手市体育協会の傘下に入れ、統一したあるべき姿を検討中であるとの答弁がありました。

また、学校給食システム導入による管理の方向性と、給食費未納の対策と格差、学校とのかかわりについての今後の考え方をお伺いしたいとの質疑に対し、当局より、システム導入のメリットとして、これまで統一されていなかった納入方法が、口座振替主体で一括処理できること、会計課との連携による事務処理の軽減が図られることなどであるが、給食の基準日数の統一を図るべく進めているところである。また、納入状況については、現在全体額を把握していないが、平成18年4月1日の導入に向け、検討して対処していきたいとの答弁がありました。

また、学校給食に地産地消の食材を取り入れ、学校農園をつくり、自分で育てた野菜を食べるなどの食育への取り組みや、学校統合と給食センターの建設計画の見直しについての考えはあるのかとの質疑に対し、地産地消の野菜は、各給食センターで約30%から40%の使用率になっている。食育の重要性は認識しているが、学校農園は全市的に難しい。また、建設計画については、学校統合も考慮に入れながら、将来的なあり方を検討していく方針である。基本的には1,500から2,000食規模の給食センターを建設することに考えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、文教常任委員会の報告を終わります。よろしく申し上げます。

田中敏雄 議長 次に、総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

【総務常任委員長（17番菅原恵悦議員）登壇】

菅原恵悦 総務常任委員長 議案第76号中、総務常任委員会に付託になりました部分に対する、本委員会の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億5,000万9,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ328億18万5,000円に定めようとするものです。

歳出の主な質疑と答弁を申し上げます。

2款総務費では、市のバスをスポーツ少年団が使用することを一切認めないという方向のようだがどうかとの質疑に対し、当局より、その件については検討中である。内容によっては市との共催事業としてとらえられるものもあるかと思う。ただ、普段の練習に使うというようなことでは使用できないと思う。また、交流大会などといった場合は、ケース・バイ・ケースであろうと思いますとの答弁でありました。

また、路線バスは、ほとんど空に近い状況で運行されている。生活バス路線には各町村で補助を出してきたが、この町村の合計が即新市の額になるのか。全廃すれば困る人もいると思うが、本数を限定するとか、朝晩にするとか、そうでないと大変なむだではないかという気がする。どういう計算で補助金が出されているのかお伺いするという質疑に対し、当局より、生活路線バスは、市町村にまたがる路線でなければ対象にならなかった。今回は、合併という特殊事情なので、今の横手市内を走るものも従来と同じように計算されることになっている。補助金の計算は、陸運事務所がバス事業者の状況を精査して、その結果どれだけの赤字があるのか調べて出すものであり、国庫補助の対象となる場合は、県と市もそれに対応するものです。これまで、陸運事務所が計算した結果が、県を通じて市に流れてきて、市がそれに対応している状況であります。廃止となれば、少ない利用客ではあるが、当事者にしてみれば大変だと思う。仮に自前でバスを走らせるということを考えた場合、補助を出している方がまだ経済的だと思っているとの答弁でありました。

また、市長も男女共同参画に積極的に取り組むと言っているし、男女参画センターが県南のセンターとしてかなりの役割を果たしている。市がもっと積極的に受けとめていくというような姿勢がなければならぬと思うがどうかとの質疑に対して、当局より、男女共同参画センターがいろいろ役割を果たしているというのは承知している。市が今の状態で続けるかどうかというのは、内部で協議しなければならないと思う。平鹿病院跡地に交流拠点の構想があるわけで、男女共同参画の部分だけあそここのところでのいいのかということも含めて検討しなければならないと思う。男女共同参画社会実現のための取り組みは評価していくということになるが、あのセンターそのものについては、具体的な議論をしておらないし、交流拠点の中にあつた方がいいのではないかというようなことも考えられるので、トータルで検

討し期限前には方向を出せればと考えているとの答弁でありました。

また、市長車を補正予算で買わなければならない緊急な理由は何かとの質疑に対して、当局より、検討の結果、市長車はできるだけ乗用車タイプではなくて、機動性が高いもの、しかも環境にも配慮した車がよいということで、災害時のことなども考慮し早めに対応すべきと考え、今回補正予算にお願いしたものですとの答弁でありました。

また、地籍調査事業は、旧市町村で進捗状況に違いがあると思われる。こういった状況になっているのか、終了の見通しはどうなっているのかとの質疑に対し、当局より、横手は17年度から始まった。増田は14年、平鹿町は7年、雄物川は昭和39年から始まり47年から63年まで休んでおりましたが、今はやっている。十文字町は16年、山内は11年、大森は完成しているが再調査ということでやっております。大雄は休止している。進捗率は大体30%ぐらいということになっております。この先何年かかるかという件では、補助は国・県合わせて4分の3で、4分の1の県の負担が幾らなのかということで規模が決まってくるとの答弁でありました。

また、例えば学校が統合されれば、必ず空き施設というものが出てくる。そのときに空いているものを空き家のままにしてはおけない。補助金とかが入ってできた建物だろうけれども、違う目的で使った方がその建物が生きるといった場面がこれから出てくるものと思われるがどうかとの質疑に対して、当局より、必ずしも学校の補助金だから学校でなければならないということでもない。最近、国の方でも協議の上で目的外使用を許可するケースがふえているとの答弁でありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務常任委員会の報告といたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
田中敏雄 議長 本案に対して、立身万千子議員のほか2人から修正の動議が提出されました。動議の要件を満たしておりますので、修正動議は成立いたしております。したがって、提出者からの修正案についての趣旨説明を求めます。1番立身万千子議員。

【1番（立身万千子議員）登壇】

1番（立身万千子議員） 議案第76号平成17年度横手市一般会計補正予算（第1号）に対する修正を提案いたします。

詳細は別途添付しておりますので、ご参照いただければよろしいのですが、まず、第1条第1項を次のように改める。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億6,000万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ327億9,018万9,000円とするという提案です。

その理由ですが、市長車と議長車の新規購入に対して賛成しかねるということです。ご承知のように、市町村合併の主目的は、行財政改革の名のもとに実施される経費削減であり、少しでもむだをなくして節約していこうと、行政が率先して努力する責務があると思います。国保税の増税や除雪対策など、市

民も職員も暮らしの不安をぬぐえないでいる現状では、慎重な施策が必要ではないでしょうか。旧市町村長と市議会議長の公用車は最低売却価格を上回って落札されたとはいえ、せめて議会での公用車の審議終了を待ってから入札を実施してもよかったのではないかと思います。確かに、中山間地を含め、これまでの6倍もの広さを回るには、環境にも配慮した機能的な公用車を購入するべきとは思いますが、しかし、広い地域を回らざるを得ない人々は、行政だけではなく、不便さや痛みを分かち合い、対話を重ねて一つ一つ慎重に事を運んでいくのが、合併直後のまちづくりではないでしょうか。その意味から、ぜひ今回は市長と議長の公用車購入を見合わせて、さまざまな角度で論議を深めていくことを提案いたします。

以上です。

田中敏雄 議長 11番奥山豊議員。

11番（奥山豊議員） ただいま、議案第76号平成17年度横手市一般会計補正予算（第1号）に関することに対する修正案が、立身議員から提出されましたけれども、これは議員発議でありますので、その性格からいまして追加日程で議題として取り上げるべき内容のものではないかと思っておりますけれども、会議規則はどうなっているのか、よろしかったらお知らせ願います。

田中敏雄 議長 議長として、修正動議として受理いたしました。会議規則にのっとりすると、追加日程は必要はないと。したがって、原案とあわせて審議を行うという立場で、今回修正動議の成立を認めております。

34番寿松木孝議員。

34番（寿松木孝議員） 今、議長が言われたことに関連してでございますが、こちらのやつは、そうすると議案という形にはなっていないということになるのでしょうか。議案とならないということであれば、この場で協議しましても、成立をしないということになるのではないかというふうに思いますが、その部分はどのようになっているのでしょうか。

田中敏雄 議長 議案でなくて、修正動議として、修正案として受け付けたいしておりますので、この場でご審議をいただきたいと考えます。

18番高安進一議員。

18番（高安進一議員） これは、先ほど議会運営委員会でも議論されたことでありますので、今の議長の進行に対しましては、運営委員長としてはそれは了解しておりますけれども、しかし、理由が会議規則にのっとりということになりますと、やはりこれはこれからの議会運営の一つの先例になりますので、会議規則の以前に実はこの会議のあり方という、要するに議事日程なくして会議なしという大原則があります。その辺のところを今の議運の解釈というものを踏まえて議長から申し上げてもらわないと、それがこれから横手市議会のルールになりかねないです。議運ではこれを検討課題にしておりますので、そこら辺のところをほかの議員の皆さんにも諮りながら進めていただければと思います。

以上です。

田中敏雄 議長 この問題について、検討する課題も含まれておりますが、今回の修正動議について、この場所で一つご審議をいただきたい。さらにこういう問題が、この後の発生においては、さらに検討を加えて進めてまいりたいと、こういうふうに思いますが。

ほかにご意見ありませんでしょうか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 それでは、なしと認めますので、ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。
25番石山米男議員。

25番（石山米男議員） 提案者と委員長に質問いたします。

1つは、提案者にでありますけれども、理由についてはよくわかりましたけれども、いましばらく我慢して、それではいつごろまで新しい車を我慢してやればいいのか、3月までなのか、6月までなのか、あるいはもう四、五年使えるんじゃないかというような見通しなのか、その辺について一つお気持ちを聞かせ願いたいというふうに思います。

なお、この後また更新、ほかの車も出てくるかもわかりませんが、一定の更新の目安としてキロ数とか型式とかそういうものをお考えになっているとすれば、この機会にお聞かせ願いたいというふうに思います。

私は、いやしくも今回の公用車が、新しい市ができたから、新しい市長や新しい議長ができたから、この機会に新車を買おうなんて、そんな傲慢な態度で決めたものではなくて、やっぱり車を運転する担当者やそこに関係する職員の皆さんが、安全、安心で仕事ができるようにという心配が結実された、その成果だと、私は思いたいのであります。もちろん、範囲も物すごく広がりました。仕事の量もふえたと思います。先日、議長の日程、皆さんにも報告がありましたけれども、あれを見ると物すごいです、やっぱり範囲も広いし数もふえている。1つのイベントが各市町村にあるとすれば、全部やるとすれば8カ所回らなければいけない。そういうふうに忙しくなると、庁舎の中だけでの仕事はやっぱり無理だと思うんです。そうしますと、まさに車そのものが動く執務室のような、やっぱりそういう形態をとらなければいけないと思うんで、心も休むしいい知恵が浮かぶ、そういういい状況を我々は与えてやるのも一つの仕事かなというふうに思っています。いい環境の中で、新市の発展とこの地域の振興のために、市長、議長がんばれよと、そういう心境になれないのかどうか、その1点だけまたお尋ねをいたしたいというふうに思います。

なお、委員長には、先ほど若干この問題で論議されたという説明がなされましたけれども、あの報告の中には、燃費の問題や環境権の問題が全然報告がありませんでしたけれども、そうした面で、自動車の機能性等について、論議をしたり当局からの説明等がなかったのかどうか、その1点だけお聞かせ願いたいというふうに思います。

終わります。

田中敏雄 議長 1番立身万千子議員。

1番（立身万千子議員） 今のおっしゃることは大変もったもですし、私も決して当局が傲慢な態度でこのような予算を上程したとはゆめゆめ思っておりません。しばらく我慢してのしばらくはいつかということ、私個人でお答えしていいのかわかりませんが、これはこの前の議案説明の折に、ハイブリッド車、環境に優しい、とても人気のある車だということで、納車まで時間がかかるから今何とかめどをつけたいというように私は説明を受けとめました。そこで、私自身もやはり動く執務室として、この広大な旧8市町村のすごい広いところをずっと行ってくださるわけですから、やはり災害にもすぐ出動できるようなそういう車が必要だということは十分わかります。

ただ、今私たち市民にとっては、市長さんも議長さんも、大変失礼な言い方を省みずに申し上げれば、生活保護法の家庭に訪問する援護係の職員さん、そしてまたその方が嘱託職員の場合もあります。その人たちは、合併直後はなれない軽トラックを運転して、地図を見ながら訪問しておりました。そういうことを見るにつけ、市長さんでも議長さんでも職員でも、だれでも市民にとっては役場の人です。ですから、いろいろな見方はありますけれども、市民にとっては同じ目線で見ています。公用車も足りません。そういうときに、やはり小泉さんではないですが、痛みを分かち合う時期ではないかと私は思います。今、この補正予算で上程しなくても、せめて18年度の予算編成のときに考える、上程するというやり方もあったのではないかと、そのように思いました。

以上です。

田中敏雄 議長 総務常任委員長。

菅原恵悦 総務常任委員長 燃費というふうなことについては、質問も、また当局から説明もございませんでしたけれども、先ほども申し上げたと思いますけれども、できるだけ機動的な、災害時というふうなものを含めながら、早目にかえていくというお話とか、いろいろ議論はあったんですけれども、燃費の点については議論はありませんでした。質問もありませんでした。

以上です。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。10番近江湖静議員。

10番（近江湖静議員） 総務委員長ご苦労さんでございました。

ただいまの市長、議長公用車について、委員会の状況についてお尋ねしておきたいと思います。

初めに、私の考え方は、修正案を動議で出しているとおりに、市長も議長も公用車については否定をしているのではございません。必要だということについては理解をしております。

ただ、今回の12月補正の主な趣旨については、市長説明にあるとおりに、各市町村の持ち寄りの額の精査が1点目であります。2点目については、地域局の予算の調整であります。そして3点目については、人事等のからむ変動の調整というのが12月補正の主な内容であります。それにどさくさ紛れというのはちょっと語弊があるかもしれませんが、1,000万の備品を入れたい、こういうことについて、先ほど提案者からあったとおりに3カ月待てないのか、実質的に新市町村のスタートの事業は、当初予算、18年度今それぞれ各部局で積み上げ中であると思いますけれども、その辺について、市民の問い合

わせ、疑問があるわけです。たまたま、2日前も魁新報の支局長さんが、地方点描ということで、再び注視注目をしております。大変効果がありまして、あちこちから問い合わせが来ております。今日も議会が注視している、注目している、そういうことであります。経費の削減になる。徹底的に削減をしている。この市庁舎については、48豪雪に近いぐらいの寒い日が続いています。それで暖房さえも制限をしております。そして照明も制限をしておる、そういう節約をしているときに、この補正の中で1,000万余については、いささか整合性がないのではないかと、そういう点もいろいろ出ております。ですから、今回については、ぜひこの公用車については、削減をしてもらいたいという立場でありますから、委員長さんについても、一つその辺について、総務委員会の中で議会車についても質疑があったかどうか、そしてその点について、今話した内容について、当局の答弁もあったような話も聞いておりますので、その辺について教えていただきたい。

田中敏雄 議長 総務常任委員長。

菅原恵悦 総務常任委員長 先ほど、議案第76号では、委員会の要点を申し上げましたけれども、もう少し詳しく申し上げますので、公用車だけのところですが申し上げます。

赤川委員よりですけれども、議長車、市長車を補正で買わなければならない緊急的な理由は、例えば雄物川町の町長車は12年登録、横手の市長車は9年、議長車は昭和の終わりが平成の初めだと思うが、こうしたことを総合して考えれば、2台買わなくても1台でも対応できるのではないかと、十分論議されてそうだったのか、説明願いたい。執行部の方から、説明者として公用車の売却にかかわる一般競争入札については、きょう、この日は15日でした、きょうで締め切りとなっている。7台売却する予定で、大森と大雄の車についてはリースなので、6台プラス議長車1台の7台となっている。きょう、15日5時までの締め切りとなっているが、今のところ14件ぐらいの申し込みがあるようです。一般競争入札なので、詳しいことは申し上げられないが、ほぼ全車売却できる見込みと思っているが、売却できない車も出てくる可能性もありそうな状況だ。

もう1点、市長車、議長車の購入であるが、市長車については内部で議論した。従来は乗用車タイプのあのスタイルの車が市町村でも使っているわけだが、この後、このような状態でよいのかということも含めて話をして、市長車はできるだけ乗用車のようなタイプではなくて、機動的なものにかえていった方がいい。災害などのこともあるので、できるだけ早目にかえようということになった。さらには、環境にも配慮した車にした方がいいということで、できるだけ早目に対応した方がいいということで、今回の補正をお願いをしたものだ。

また、赤川委員からですけれども、まだ使用に耐える車もあることだから、そのことも含めて議論しなかったのか。ただ、買うことを前提に議論したのか。

これに答弁として、まだ使えるということも十分話し合いをする中で、災害時などにも機動的に動けるようなものにすべきだということで、今回の補正をお願いすることになった。

また赤川委員からですけれども、価格は議長車も市長車も同じだ。タイプは2台とも同じものか。

これに対しまして答弁、予算の積算に当たっては、市長車についてはかなり議論したので、そういうものにしたが、議長車については議会の方の議論もあろうかと思う。私どもからも提案する形で、今回同じタイプで補正の積算はさせていただいた。執行に当たっては、この予算の範囲内で納まるよう頑張っていきたい。議長が乗るにも、議長が乗らないときには議員の方々も利用しやすいようなものを考えていきたいと思っている。積算については、同じもので積算したが、執行に当たってはその辺の最も活用しやすいようなものを選んで購入していくようにしたいと考えている。

また、赤川委員から、最近は公用車といえども黒塗りではなく機動的な使い方をするような時代だ。秋田県知事でもワゴン車で来る。それくらい公用車のとらえ方が変わってきている時代だから、そのことを十分考慮して願います。

ここまでが、公用車に対する委員会の質疑であります。

以上。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ございませんか。2番土田百合子議員。

2番（土田百合子議員） この公用車につきましては、私も少しお伺いしたいんですけども、例えば今総額で272万円で落札されて、市民の皆様は買い求めた形で、大変喜んでいるわけなんですけれども、もしこの予算が通らなかったらというような、そういう質疑というのはなかったものかどうか、お伺いしたいと思います。

田中敏雄 議長 総務常任委員長。

菅原恵悦 総務常任委員長 今のところ、ちょっとよく理解できませんでしたので、私に対する質問なのか、それとも委員会に対する、委員会の内容なのか、いま一度お願いしたいんですけども。

田中敏雄 議長 2番土田百合子議員。

2番（土田百合子議員） やはり、この問題については、もう少ししっかりとした、もう議会中に公用車が売りに出されている、入札にかかっているということに対して、予算が通っているのであれば、常識範囲内であると思うんですけども、議会の中で予算が通らない中で、こういう入札制度が行われている。そしてまたそれが通常であれば、通るという考えのもとに議論されていたのか、そこら辺の具体的なところを、委員会の中でももう少し議論すべきではなかったかということをお伺いしたいと思います。したかどうかもお伺いいたします。

田中敏雄 議長 土田委員に申し上げますが、委員長に対する質疑ですか。なかったかどうかということで。

総務常任委員長。

菅原恵悦 総務常任委員長 ただいまのような質疑はありませんでした。

以上です。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。通告がありませんので、修正動議も出ておりますが、原案に賛成し、修正案に反対する議員の討論から行いたいと思っておりますがありませんか。原案並びに修正案に対する討論であります。28番。

【28番（佐々木誠議員）登壇】

28番（佐々木誠議員） 修正案に賛成の立場から討論させていただきます。

この議案が提出されまして、私もどうかと思ひまして、議会の休会中にいろいろな方々にお話をしたところ、だれ一人として理解を示してくれる人はおらなかったということが1つです。

次に、市民が基本、民意を基点というこのスローガンですけれども、このスローガンがどういう意味かということが議論になりまして、最も簡単にいえば、私はどうでもいい、つまり公用車にして例えれば、もう軽トラックでも軽ワゴンでもいいというふうに理解ができると。それなのに、このように高い金を出して買うのは市民が理解できない、そういうことで反対をさせていただきます。

それで、ただいまのやりとりの中で、機動性のある車とかハイブリッド車、環境に配慮した車とありましたが、市民が基本、民意を基点というスローガンがあれば、こういう言葉は出てこないと思ひます。もし、機動性のある車が欲しいならば、災害対策車として対策本部みたいなそういうところにこういう車を配置するべきで、市長の車が、議長の車が機動性のある車というのはちょっと合わないと思ひます。

次に、ハイブリッド車、環境に優しい車でありますけれども、今の時期、ちょうどハイブリッド車、環境に優しいというのは非常に説得力がありますけれども、このハイブリッド車、今一番普及してほしいのがハイブリッド車でございます。私の考えは、政治はいろいろ企業を保護するような、私の思い違いがあるかもしれませんが、そういう傾向がありまして今一番売れてほしいのがハイブリッド車でございます。今から20年ぐらい前に、私たちは側条施肥という機械がありまして、このときに県・国の方で補助をしました。それで、何で側条施肥に補助をするのかと聞いたら、この機械は環境にいいから補助するという話でした。ところが、そんなに環境に優しくならずと補助すればいいのに、ある程度普及するとやめました。つまり、ある程度普及するというのは、電気冷蔵庫でも車でも何でも何割か普及すると、ぱっと広がるという法則があるみたいで、ちょうど今ハイブリッド車はその時期にかかっていると、私はそのように理解しております。

以上のことから、修正案に賛成いたします。

以上で終わります。

田中敏雄 議長 ほかに討論ありませんか。16番齋藤光司議員。

【16番（齋藤光司君）登壇】

16番（齋藤光司議員） 原案に対して賛成の立場から、討論をいたします。

非常にこの数字、一人歩きをしている、そういう感覚であります。例えば、自動車を今1台買うとき

に500万、いや高いもんだな、でも、それを10年使うと年間50万になります。そしてまた今回の説明の中で、燃費が年間25万円の削減になる。そうすれば、1年間の実質負担額は25万円であります。そしてまた今回、非常に新聞等マスコミに取り上げられたおかげで、売れ残りもある、そういう形の中でありますがたいことに285万円、貴重な売り上げになりました。確かに、手法としては、私は今回の競売の手法は間違っていると思います。しかしながら、今実際に売ってしまった。そしてまた現実的にこれから新市のスタートに当たって、市長車、議長車がいるのかいないのか、原点に返った場合に、やはりこれは必要なものである。

そしてまたその中で、先ほど25番議員がおっしゃったとおり、今回市長は公約とはいえ、自分の報酬のカットまでなさっている。その数字は、年間市長で150万、助役で57万、収入役で51万、教育長で49万6,000円。合計この三役で4年間の任期中に1,230万円減額されておるんであります。そういう部分の説明をしっかりとすれば、市民の皆さんもきっと理解をしてくれる、そうでなければならない。今の論議は、木を見て森を見ていない論議である。そのように申し上げて、原案に対して皆さんに賛成していただくよう、心からお願いを申し上げます。

田中敏雄 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから、議案第76号に対する立身万千子議員ほか2人から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立少数であります。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

議案第108号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第76、議案第108号平成17年度横手市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。

最初に、文教常任委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

【文教常任委員長（24番高橋勝義議員）登壇】

高橋勝義 文教常任委員長 議案第108号中、文教常任委員会に付託になりました部分に対する、本委

員会の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

主な質疑と答弁を申し上げますと、現在学校の防犯体制と防犯カメラの設置状況はどうなっているのか、また防犯ブザーの配布はどのようになっているのかとの質疑に対し、当局より、防犯体制としては、地域ボランティアの利用や来校者に対する名札の着用、名前の明記など、地域の目がいつもあるという形で進められている。防犯カメラの設置は27台ある。ただし、カメラが設置されていない学校も14校ある。また、現在、地域の危険箇所を含めた危険マップを作成中である。防犯体制の見直しを図っているところである。防犯ブザーはまだ1,000人くらい配布ができていないが、今後予算化していただき、全員に配布する予定であり、危険意識、危機管理は数段レベルアップしていると思うとの答弁がありました。

また、不審者に関する情報はどれくらいあるのか、冬期間の通学路の雪の壁は危険なので、これを取り除く方策はあるのかとの質疑に対して、当局より、今年度4月から10月までの不審者情報は、具体的に危険な目に遭った事例として7件掌握されている。通学路の雪の壁については、校長会などでも危ないという声が上げられており、建設課に除雪のお願いをしているところであるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、文教常任委員会の報告を終わります。よろしく申し上げます。

田中敏雄 議長 次に、総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

【総務常任委員長（17番菅原恵悦議員）登壇】

菅原恵悦 総務常任委員長 議案第108号中、総務常任委員会に付託になりました部分に対する、本委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ77万4,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ328億95万9,000円に定めようとするものです。

条文と歳入に関しての主な質疑と答弁を申し上げます。

施設使用料の免除規定は指定管理者制度になっても従来と同じかとの質疑に対し、当局より、減免については、今までどおりの取り扱いとなるとの答弁でありました。

また、指定管理者が委託を受けた場合の収益について、税法上の優遇措置というものがあるのかとの質疑に対し、当局より、特別な優遇措置などはないとの答弁でありました。

本案は討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務常任委員会の報告といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから、各常任委員長の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから採決を行います。議案第108号平成17年度横手市一般会計補正予算（第2号）を起立により採決いたします。

本案に対する各委員長長の報告は原案可決であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第108号は各委員長報告のとおり可決されました。

農業委員会委員の推薦について

田中敏雄 議長 日程第77、農業委員会委員の推薦を行います。

お諮りいたします。

この委員の推薦については、農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定による議会推薦の委員を4人とし、指名推選いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、藤原愛子さん、高橋律子さん、野中長一さん、小野由博さん以上4人を指名推選いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、藤原愛子さん、高橋律子さん、野中長一さん、小野由博さんの4人を推薦することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員の選挙について

田中敏雄 議長 日程第78、選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推せんにより行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推せんによることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名は議長において行うことにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。
選挙管理委員会委員に、山本晃さん、鈴木清幸さん、柴田幹男さん、矢嶋昭進さんをそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。

議長において、ただいま指名いたしました山本晃さん、鈴木清幸さん、柴田幹男さん、矢嶋昭進さんを当選人と定めることにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました山本晃さん、鈴木清幸さん、柴田幹男さん、矢嶋昭進さんがそれぞれ当選されました。

選挙管理委員会委員補充員の選挙について

田中敏雄 議長 日程第79、選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推せんにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推せんによることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名は、議長において行うことにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員第1補充員に黒沢功さん、第2補充員に伊勢道雄さん、第3補充員に山内昇さん、第4補充員に藤原正男さんをそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。

議長においてただいま指名いたしました黒沢功さんを第1補充員の、伊勢道雄さんを第2補充員の、山内昇さんを第3補充員の、藤原正男さんを第4補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました黒沢功さんが第1補充員に、伊勢道雄さんが第2補充員に、山内昇さんが第3補充員に、藤原正男さんが第4補充員にそれぞれ当選されました。

青少年問題協議会委員の指名について

田中敏雄 議長 日程第80、青少年問題協議会委員の指名を行います。

青少年問題協議会委員の指名については、横手市青少年問題協議会設置条例第3条第2項第1号の規定により、近江湖静議員、立身万千子議員、柿崎孝一議員、阿部正夫議員、佐藤誠洋議員、以上5名を指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました5名の議員を青少年問題協議会委員に指名することに決定いたしました。

議会運営委員会の開催のため、暫時休憩いたします。

午後 3時51分 休憩

午後 4時20分 再開

田中敏雄 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会議案第6号～議会議案第8号の上程、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第81、議会議案第6号議会制度改革の早期実現に関する意見書についてより、日程第83、社会保障制度充実と最低保障年金創設を求める意見書についてまでの3件を、一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会議案第6号より議会議案第8号までの3件については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第6号より議会議案第8号までの3件については、趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会議案第6号より議会議案第8号までの3件については、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして、直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

議会議案第6号より議会議案第8号までの3件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第6号から議会議案第8号までの3件については、原案のとおり可決されました。

議員派遣の件について

田中敏雄 議長 日程第84、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第159条の規定により、お手元に配付いたしました議員派遣のとおり決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件はお手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり、決定いたしました。

市長発言

田中敏雄 議長 市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 本会議、まだ開会中でございますが、私の方からお知らせをいたしたいと思っております。

既に、お手元に配らせていただいておりますが、かねて選任を進めておりました8つの地域の自治区の区長につきまして、お手元に配らせていただいた資料のとおり選任する予定でおります。いずれも、1月1日付の辞令を交付いたしたいというふうに考えているところでございます

横手自治区においては伊藤喜代美、現在の理事でございます。増田町の区長については高橋誠、現在地域局の次長を務めております。平鹿町区長においては柿崎洋悦氏、元の平鹿町の教育長であります。雄物川町区長につきましては皆川捷悦氏、旧雄物川町の収入役をお務めになった方でありました。大森町の区長については佐々木一氏、元大森町役場の参事兼総務課長をお務めの後、一時でありますが大森町社会福祉協議会の事務局長をお務めの方でございます。十文字町区長につきましては田中邦廣、現在の十文字町地区の地域局次長でございます。山内の区長におきましては大和正治郎、現在の山内地域局の次長でございます。大雄の区長においては横井新蔵、現在の平鹿町地域局の次長でございます。

以上、8名を選任することでお知らせを申し上げます。よろしく願いいたします。

閉会の宣告

田中敏雄 議長 これで、平成17年12月横手市議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後 4時27分 閉 会

